

「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」 千葉県の子ングケアラー支援に向けた推進方策（案）

令和4年12月22日（木）

千葉県
地方自治研究機構
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

ヤングケアラー支援に向けた推進方策(案)作成のプロセス

【事前作業】

① 千葉県における現状の把握と課題抽出

(目的) 千葉県ヤングケアラー支援の現体制・関係する機関等の現状を把握し、現在抱えている課題等を抽出すること。

(内容) 対面打合せを開催し、現状と課題に関するヒアリング等を実施。

| 月日 | 会場 | 打合せ内容 | 参加者 |
|---------------------------------|------|--------------|--------------|
| 7月26日(火) | 千葉県庁 | 現状と課題のヒアリング① | 県、機構、MURC(※) |
| 8月26日(金) | 千葉県庁 | 現状と課題のヒアリング② | 県、機構、MURC(※) |
| 8月下旬以降、ヒアリングした内容を資料化し、現状と課題を可視化 | | | |

(※) MURCはZoom参加

② アンケート実態調査結果の分析

(目的) アンケート実態調査結果を分析し、千葉県ヤングケアラーの特徴・傾向、必要とされている支援等を把握すること。

(内容) 分析結果を事務局内で共有し、意見交換等を実施。

| 月日 | 会場 | 打合せ内容 | 参加者 |
|-----------|------|------------------|-----------|
| 8月4日(木) | Zoom | 回収状況、問合せ対応等 | 県、機構、MURC |
| 9月14日(水) | Zoom | 分析結果の概要等 | 県、機構、MURC |
| 10月28日(金) | 千葉県庁 | アンケート報告書に関する意見交換 | 県、機構、MURC |

③ 他自治体に対するヒアリング調査

(目的) ヤングケアラー支援に関する先進的取組みを実施している他自治体にヒアリングを行い、支援策検討に際してのヒントを得ること。

(内容) 埼玉県、京都府、高崎市、佐野市、神戸市にヒアリングを実施。

※詳細は「資料1アンケート・ヒアリング調査結果」P.44以降を参照。

【推進方策の検討】

ステップ1：推進方策に関する協議（第1回）

(内容) ヤングケアラー支援に向けた推進方策の骨子について協議。

| 月日 | 会場 | 打合せ内容 | 参加者 |
|-----------|------|---------------|-----------|
| 10月28日(金) | 千葉県庁 | 推進方策の骨子について協議 | 県、機構、MURC |



ステップ2：推進方策に関する協議（第2回）

(内容) 決定した骨子に沿って作成した素案について協議。

| 月日 | 会場 | 打合せ内容 | 参加者 |
|-----------|------|---------------|-----------|
| 11月15日(火) | 千葉県庁 | 推進方策の素案について協議 | 県、機構、MURC |



ステップ3：内容の修正・見直し



ステップ4：ヤングケアラー支援に向けた推進方策(案)完成

千葉県におけるヤングケアラー支援に向けた推進方策(案)

1. 早期発見・把握から支援につなげるための方策

- (1) ヤングケアラーの早期発見が可能な場
・ 機会の整理
- (2) ヤングケアラーに関わる相談窓口の整備
- (3) 相談窓口から支援へつなぐ方策の検討
(コーディネーターによる支援)
- (4) 継続した実態把握・課題分析
- (5) 相談体制の効果的活用

2. 子ども、家庭に対する支援

- (1) ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場の提供
- (2) 家事・介護等をサポートする直接的支援
- (3) 学習支援、経済的支援
- (4) 保護者に対する支援

3. 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備

- (1) 行政や支援組織の縦割りをなくした横断的連携体制の整備
- (2) 地域特性を踏まえた支援体制の構築

4. ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のための方策

- (1) ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解を促進するための広報啓発活動

5. 各組織・団体等の役割の明確化

- (1) 学校の役割
- (2) 地域の役割
- (3) 医療機関・福祉サービス事業所の役割

6. 人材の育成

- (1) 人材の育成

1. 早期発見・把握から支援につなげるための方策

(1) ヤングケアラーの早期発見が可能な場・機会の整理

| 支援策 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| ①ヤングケアラーに気づく場面の整理 | ・子どもが担うケアから子どもの状況を把握するなど、ヤングケアラーに気づく場面の整理。 |
| ②子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討 | ・学校等、日常的に子どもが関わる場での早期発見、多様な支援の場でのヤングケアラーへの気づきなど、子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討。 ・子ども自身が気づくためのきっかけづくりの検討。 |
| ③アウトリーチの実施方法の整理・検討 | ・既存制度で行っているアウトリーチにヤングケアラーの視点を追加するなど、分野横断的にアウトリーチの実施方法について検討。 ・コーディネーターによるアウトリーチの実施。 |
| ④千葉県版早期発見・把握チェックリスト・対応フローチャートの作成 | ・ヤングケアラーチェックリストの作成。 ・対応フローチャートの作成（対応事例等も掲載）。 ・学校、市町村担当部署、関係機関等へのチェックリスト、対応フローチャートの周知。 |

■ 県の役割 ■

- ☞ ヤングケアラーに関する相談窓口の整備（相談窓口へのコーディネーターの配置、相談窓口の周知）
- ☞ 子ども自身が「ヤングケアラー」を知り、自分の権利が守られているか、気づくためのきっかけ作り（子どもに対する広報啓発）
- ☞ 県・相談窓口等のホームページ等でのチェックリストの掲載（チェックリストの周知）
- ☞ 学校職員、医療職、福祉職等に対する研修の場でのチェックリスト活用方法の周知
（研修の充実⇒チェックリスト活用を通じた、子ども、家庭の状況変化に気付く能力向上の場の提供）
- ☞ 好事例の収集と学校現場への情報提供（学校での教育相談の機能を活かしてヤングケアラーの支援につながった事例等）

1. 早期発見・把握から支援につなげるための方策

(2) ヤングケアラーに関わる相談窓口の整備

| 支援策 | 概要 |
|---|---|
| ①ヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける相談窓口（ワンストップ窓口）の整備 | <ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーに関わる相談窓口を整備。コーディネーターを配置し、ワンストップの総合相談窓口としての機能を発揮。・子ども、保護者等の相談に応じるほか、学校、関係機関等が対応方法に迷った際の相談先としても機能。支援のつなぎ、連携を推進。・市町村、中核地域生活支援センターなどの地域の社会資源と連携しながら、伴走型支援を実施。 |

■ 県の役割 ■

- ☞ 県内福祉相談支援事業実績がある事業所に相談窓口を整備（コーディネーターの配置、相談窓口の周知）
 - ⇒相談対象者は限定せず、常に市町村・中核地域生活支援センター等の地域の社会資源と連携しながら対応（伴走型支援の実施）
 - ・子どもやその家庭からの相談→課題の抽出、支援計画の作成、支援の実施
 - ・学校等の関係機関からの相談→助言等の実施
- ☞ 市町村におけるコーディネーター配置（県より配置を推進）
 - ⇒県と市町村のコーディネーターの連携推進

1. 早期発見・把握から支援につなげるための方策

(3) 相談窓口から支援へつなぐ方策の検討（コーディネーターによる支援）

※コーディネーターは常に市町村・中核地域生活支援センター等と連携しながら取り組む※

| 支援策 | 概要 |
|-----------------------|--|
| ①アセスメントの方法の検討 | <ul style="list-style-type: none">・ コーディネーター等が相談受付を行う際のアセスメント方法の検討。相談窓口では子ども、保護者、学校、医療機関等、様々な相談者に対応。・ 相談者の家庭を訪問する際の、家庭全体の状況把握の方法の検討（アウトリーチ時の対応）。 ※例）家庭を訪問した際に、きょうだい、祖父母の世話をしていた場合、「きょうだい」や「祖父母」の状態なども含めたアセスメント方法の検討。 |
| ②本人や保護者の理解を得るための方策の検討 | <ul style="list-style-type: none">・ 支援者側の気づきを支援へつなぐための方策検討。 ※例：動機付けの面接の実施等（課題提起、支援導入まで）。専門的な面接技法の習得。・ 支援が必要な家庭の状況（経済状況や能力等）に応じた支援策の検討。民間団体（NPO等）や市町村等と協議しながら実施。検討結果を踏まえて、ヤングケアラー支援方針を策定。・ 本人や保護者への広報啓発活動の実施。 |
| ③情報共有方策の検討 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係機関に対して、ヤングケアラー支援方針について情報提供。関係機関が担う役割を分担。・ P D C Aの実施状況の確認（期間、確認方法等の検討）。・ 本人が情報提供に同意しない場合の関係機関における情報共有の方策を検討。 |

■ 県の役割 ■

- ☒ 相談窓口の整備（コーディネーターの配置、相談窓口の周知）
- ☒ コーディネーターのマニュアル作成
- ☒ 子どもやその家庭の理解を得るために、常日頃からの広報啓発を実施
（「ヤングケアラー」を知り、自分の権利が守られているか気づくきっかけ作り）

1. 早期発見・把握から支援につなげるための方策

(4) 継続した実態把握・課題分析

| 支援策 | 概要 |
|-------------------|---|
| ①各種相談機関等での相談実績の把握 | ・「SNS相談@ちば」「子どもと親のサポートセンター電話相談」等で、ヤングケアラーの相談実績を把握。 |
| ②実態把握の実施 | ・市町村等でのアンケートやヒアリング・面談、学校での教育相談等を通じた実態把握の実施。実態把握を通じて、課題の分析、相談につなげるきっかけを創出。 |

■県の役割■

- ☞ 相談先の積極的な周知
- ☞ ヤングケアラー相談実績の把握・分析（相談件数の把握に際し、ヤングケアラーの項目を追加）
- ☞ 学校の教育相談アンケート等にヤングケアラーの発見につながる質問の追記を依頼

(5) 相談体制の効果的活用

| 支援策 | 概要 |
|---------------------------|--|
| ①既存の相談体制の効果的な活用 | ・「SNS相談@ちば」「子どもと親のサポートセンター電話相談」について、様々な場面での周知方法を検討し、効果的な活用を推進。 |
| ②コーディネーター設置事業所における相談事業の周知 | ・コーディネーターを設置している事業所の相談事業について、県のホームページ等を活用して周知。 |

■県の役割■

- ☞ コーディネーター設置の事業所における相談事業周知（HP等）
- ☞ 県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）

2. 子ども、家庭に対する支援

(1) ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場の提供

| 支援策 | 概要 |
|--------------|---|
| ①ピアサポートの実施 | ・ヤングケアラー同士が悩みや不安を共有するなど、自分のことを安心して話すことのできる場を提供。 |
| ②オンラインサロンの開設 | ・オンライン上に、ヤングケアラーが気軽に集まることのできる場を提供。 |

■県の役割■

- ☞ ピアサポート、オンラインサロン実施に向けた準備（予算化、開催方法・場所の検討等）
- ☞ ピアサポート、オンラインサロンを運営している既存の団体との協働
- ☞ 学校等を通じた子どもへの積極的な周知

(2) 家事・介護等をサポートする直接的支援

| 支援策 | 概要 |
|-------------------------|--|
| ①既存の家事・介護等に関わるサービスの整理 | ・ヤングケアラーがいる世帯で利用可能な家事・介護等に関わるサービスを整理(ヘルパー派遣等)。 |
| ②多分野にわたるサービス、支援のコーディネート | ・相談窓口やコーディネーター等により、利用可能な支援について、総合的な相談に対応。 |

■県の役割■

- ☞ 令和4年度より、安心子ども基金における子育て世帯支援臨時特例事業にて、ヘルパー派遣を開始
⇒ヤングケアラーがいる世帯にも市町村判断で必要に応じて派遣可能。市町村での取組を推進

2. 子ども、家庭に対する支援

(3) 学習支援、経済的支援

| 支援策 | 概要 |
|----------|---|
| ①学習支援の実施 | ・ヤングケアラーに対する学習支援の場づくりの充実。 インターネットなども活用した学習機会の確保。 |
| ②経済的支援 | ・情報提供や相談支援により、家事・介護サービスの利用料補助や奨学金制度等の活用を促進。 |

■県の役割■

- ☞ 令和4年度より、安心こども基金における子どもの居場所臨時特例事業を活用し、市町村において、学校に行くことができない子どもが学習、勉強等が可能となる居場所の設置が可能。市町村での取り組みを推進。
- ☞ 子どもの学習・生活支援事業として生活困窮者世帯の小中学生等に対し、学びの場を提供。

(4) 保護者に対する支援

| 支援策 | 概要 |
|-----------------------------------|--|
| ①保護者に対する相談支援 | ・相談窓口等において、子どもに加え、保護者に対する相談支援も行い、必要な支援の活用を促進。 |
| ②保護者に対する各種支援の充実（子育て支援、就労支援、通訳支援等） | ・子育て支援や保育サービス等による保護者の子育て負担・不安の軽減、経済的自立のための就労支援、外国にルーツのある家庭に対する通訳支援等、保護者に対する各種支援の活用を促進。 |

■県の役割■

- ☞ 様々なニーズに対応し多様な支援（子育て、障害者、高齢者、生活困窮者、外国人等）を行う取り組みを推進
 - ・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業 等）
 - ・障害者支援（相談支援アドバイザー派遣事業 等）
 - ・高齢者支援（地域包括ケアシステム構築市町村支援事業 等）
 - ・生活困窮者支援（千葉県ジョブサポートセンター事業、就労順次支援事業 等）
 - ・外国人支援（地域日本語教育推進事業 等）

3. 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備

(1) 行政や支援組織の縦割りをなくした横断的連携体制の整備

| 支援策 | 概要 |
|----------------------|---|
| ① 県の庁内連絡調整会議の継続開催・充実 | ・ 県の庁内連絡調整会議や相談窓口による会議開催により、分野横断的にヤングケアラーに関する取組を推進。 |
| ② 市町村における連絡調整会議の設置 | ・ 市町村が県の庁内連絡調整会議に参加したり、市町村独自に庁内連絡調整会議を設置することで、市町村における横断的な連携体制を推進。 |

■ 県の役割 ■

- ☞ コーディネーター（相談窓口）を中心とした会議の開催
⇒ 現場レベルで意思疎通を図る機会の設置
⇒ 各会議に県関係課が出席（現場と行政との連携）
- ☞ 市町村が県で設置した会議に参加したり、市町村独自に会議を設置（県による設置の推進）

3. 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備

(2) 地域特性を踏まえた支援体制の構築

| 支援策 | 概要 |
|----------------------|---|
| ①市町村での現状分析、支援体制の検討 | <ul style="list-style-type: none">・市町村でヤングケアラーに関する現状分析ができるよう、県で実施したヤングケアラー実態調査の結果を市町村へフィードバック。・市町村において、県の実態調査結果の活用、独自調査の実施により、現状分析や支援体制の検討を実施。 |
| ②市町村で行う重層的体制整備事業等の支援 | <ul style="list-style-type: none">・市町村における重層的体制整備事業の取組推進を支援し、市町村におけるヤングケアラーに関わる支援の充実を推進。 |

■県の役割■

- ☒ ヤングケアラー実態調査結果を各市町村にフィードバック
- ☒ 重層的体制整備事業等、各市町村の取組を支援
- ☒ 県の実態調査結果、市町村独自調査結果より現状分析（市町村での取り組みを推進）
⇒市町村の取組を活かした支援体制の検討

4. ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のための方策

(1) ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解を促進するための広報啓発活動

| 支援策 | 概要 |
|--|---|
| ①「子ども」「県民・家族」「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等への広報啓発活動 | ・ヤングケアラーの認知度・理解度向上のため、各対象に対する広報啓発活動を推進。 |
| ②学校における広報啓発活動 | ・教職員研修、学校人権教育指導資料への掲載、児童生徒に対する啓発資料の作成等、学校における広報啓発活動を推進。 |

■ 県の役割 ■

- ☞ コーディネーターを設置している相談窓口における相談事業の周知（各相談窓口のホームページの活用等）
- ☞ 県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）
- ☞ 教育庁内関係各課が所管している教職員研修の充実（研修内容、研修資料等）

5. 各組織・団体等の役割の明確化

(1) 学校の役割

| 支援策 | 概要 |
|------------------------|-------------------------------------|
| ①学校における対応方針や対応方法の整理・提示 | ・ヤングケアラーの早期発見と関係機関との適切な連携。 |
| ②児童生徒に対する相談支援の充実 | ・児童生徒が相談しやすい環境づくりの推進。 |
| ③学校における専門職の活用 | ・SSW、SCとの連携を強化し、学校におけるヤングケアラー支援を充実。 |

■県の役割■

- ☞ SSW、SCを活用した相談体制の充実
- ☞ ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法の提示
- ☞ 学校に対する児童虐待への対応を引き続き周知

(2) 地域の役割

| 支援策 | 概要 |
|---------------|--|
| ①地域の緩やかな見守り | ・民生委員・児童委員、PTA、町内会・自治会等への周知等を図り、インフォーマルな支援を充実。 |
| ②地域団体による取組の推進 | ・地域のNPO団体、ボランティア団体等によるカフェ等の居場所づくり、子ども食堂などの取組を支援。 |

■県の役割■

- ☞ ポピュレーションアプローチによる広報啓発
- ☞ 民生委員・児童委員、PTA等向けの研修開催（県・市町村）
- ☞ ピアサポート、居場所支援、子ども食堂等との協働を推進

5. 各組織・団体等の役割の明確化

(3) 医療機関・福祉サービス事業所の役割

| 支援策 | 概要 |
|------------------------------|---|
| ①医療機関・福祉サービス事業所への周知、相談窓口との連携 | <ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーの早期発見につながるよう、医療機関・福祉サービス事業所に対する周知の実施。・医療機関・福祉サービス事業所から相談窓口への情報提供等、連携を推進。 |

■県の役割■

- ☞ 医療機関・福祉サービス事業所に対する情報提供
- ☞ 医療機関・福祉サービス事業所と相談窓口（コーディネーター）の連携推進

6. 人材の育成

(1) 人材の育成

| 支援策 | 概要 |
|------------------------|---|
| ①福祉、教育、医療等、幅広い対象に研修を実施 | <ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラー支援には、様々な分野が関わることを踏まえ、福祉、教育、医療等、幅広く対象を設定して研修を実施。 |

■県の役割■

- ☞ 福祉、教育、医療等、幅広く研修を実施
⇒事例検討等、研修内容の工夫を行い、現場での支援力向上を目指す

【全体像】千葉県におけるヤングケアラー支援に向けた推進方策(案)

● ● 行政や支援組織の縦割りを無くした横断的連携体制の整備
地域特性を踏まえた支援体制の構築

3. 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備

1. 早期発見・把握から支援につなげるための方策

- ヤングケアラーの早期発見が可能な場・機会の整理
- ヤングケアラーに関わる相談窓口の整備（ワンストップ窓口）
- 相談窓口から支援へつなぐ方策の検討（コーディネーターによる支援）
- 継続した実態把握・課題分析
- 相談体制の効果的活用

2. 子ども、家庭に対する支援

- ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場の提供（ピアサポート、オンラインサロン）
- 家事・介護等をサポートする直接的支援
- 学習支援、経済的支援
- 保護者に対する支援（相談支援、各種支援の充実）

5. 各組織・団体等の役割の明確化

- 学校の役割（学校における対応方針や対応方法整理、SSW・SC等の連携等）
- 地域の役割（地域の緩やかな見守り、地域団体による取組の推進）
- 医療機関・福祉サービス事業所の役割（相談窓口との連携）

6. 人材の育成

- 人材の育成（福祉、教育、医療等、幅広い対象への研修実施）

4. ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力 向上のための方策

● ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解を促進するための
広報啓発活動